

■ 4条1項11号

不服 2023-007313

<本願商標>

「レリーズ」(標準文字)

第9類「電子計算機用プログラム、コンピュータ用ゲームソフトウェア(電気通信回線を通じてダウンロードにより販売されるもの)、電子出版物」他

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：**Reliz**

第9類「Mobile application software; downloadable mobile applications; application software for mobile devices.」他

※マドプロ ※パリ優先権主張

(参考訳)

第9類「移動アプリケーションソフトウェア、ダウンロード可能な移動アプリケーション、移動装置用アプリケーションソフトウェア」他

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「レリーズ」の文字を標準文字で表してなるものであるから、その構成文字に相応して「レリーズ」の称呼が生じる。

そして、「レリーズ」の文字は、辞書等に載録のない造語であるから、当該文字からは、特定の観念は生じない。

(2) 引用商標について

引用商標は、・・・、「R e l i z」の文字を表してなるところ、当該文字は、辞書等に載録のない造語である。そして、特定の意味を直ちに理解させることのない造語にあっては、我が国において広く親しまれているローマ字読み又は類似の英単語の読みに倣って称呼されるとみるのが自然である。

そうすると、引用商標は、ローマ字読みに倣えば、「レリズ」と称呼され、「r e」が「リ」と発音される英語の接頭辞であることや、「r e t u r n（リーターン）」、「r e m e m b e r（リメンバー）」などの親しまれた英単語に照らせば、英単語の読みに倣うと、「リリズ」と称呼されるものといえる。

そうすると、引用商標からは、「レリズ」又は「リリズ」の称呼が生じ、特定の観念は生じない。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標は、片仮名で「レリーズ」の文字を表してなり、引用商標は欧文字で「R e l i z」の文字を表してなるものであるから、両者の外観は明らかに相違するものである。

また、本願商標と引用商標は、いずれも特定の観念を生じないから、観念上比較することができない。

そして、本願商標から生じる「レリーズ」の称呼と、引用商標から生じる称呼のうち「レリズ」の称呼は、長音の有無において相違するにすぎないから、称呼上、類似するものであるといえるが、同一ではない。また、本願商標から生じる称呼は、引用商標から生じる称呼のうち「リリズ」とは、語頭の「レ」と「リ」の音、長音の有無において相違するから、称呼上、類似しないものである。

以上を総合的に勘案すると、本願商標と引用商標の外観は大きく異なっている上、称呼上も、類似する場合だけでなく異なる場合もあるから、たとえ両商標が、観念につき比較できないとしても、両商標には誤認混同のおそれがなく、類似していないというべきである。

(4) 結語

したがって、両商標の指定商品・役務の類否について検討するまでもなく、本願商標が商標法第4条1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**レリーズ**」と引用商標「**R e l i z**」は、両者の外観は大きく異なっている上、称呼上も、類似する場合だけでなく異なる場合もあるから、たとえ両商標が、観念につき比較できないとしても、両商標には誤認混同のおそれがなく、類似していないというべきである、と判断されました。

近年の審決における類否判断傾向に基づけば、結論には首肯できるものと思います。

ただ、審決からは、本願商標から生じる「レリーズ」の称呼と、引用商標から生じる「レリズ」の称呼は相紛らわしいとしつつも、引用商標から生じ得るもう一つの「リリズ」の称呼とは明瞭に聴別できるという点が、両商標が非類似と判断された大きな根拠であるように読み取れる気がします。

このような理屈が一般的になってしまうと、構成中に「RE」や「LE」を含む欧文字の商標であれば、称呼がかなり近い片仮名の商標が他にあったとしても、ほとんどの場合で非類似と判断されることとなりますから、妥当ではないように思います。

本件の場合、非類似という結論に至るのであれば、シンプルに、本願商標から生じる「レリーズ」の称呼と、引用商標から生じる「レリズ」の称呼は、明瞭に聴別可能であると認定した方が、説得力があるように感じるのはいかがでしょうか。

ちなみに、我が国では「R e a l i z e (リアライズ)」の英単語がよく知られていることを考慮すると、引用商標「R e l i z」からは「リライズ」の称呼も自然に生じ得る気がします。審決での言及はありません。

審決のような理由付けで両商標を非類似と判断するのであれば、引用商標からは他にも複数の称呼が生じ得るという点を示した方が、よりスッキリするように思います。

(弁理士 永露 祥生)

< 2023年12月7日 >